

# 千葉県報

号外  
令和8年7月14日

## 目次

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 企業局管理規程                             |   |
| ○ 千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程            | 一 |
| ○ 千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程            | 一 |
| ○ 千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程の一部を改正する管理規程 | 一 |
| ○ 千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の一部を改正する管理規程 | 一 |
| 病院局管理規程                             |   |
| ○ 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程   | 二 |
| 企業局訓令                               |   |
| ○ 千葉県企業局造成土地等分譲・貸付基準の一部を改正する訓令      | 二 |

## 企業局管理規程

千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程をここに公布する。  
令和八年七月十四日

千葉県企業局長 横山 尚典

### 千葉県企業局管理規程第十六号

#### 千葉県企業局就業規則の一部を改正する管理規程

千葉県企業局就業規則（昭和二十八年千葉県水道局企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第七災害応急作業手当の項中「七一〇円」を「九五〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、四四〇円」に改める。

#### 附則

（施行期日等）

1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の千葉県企業局就業規則（以下「新就業規則」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

2 改正前の千葉県企業局就業規則の規定により、令和八年四月一日からこの管理規程の施行の日の前日までの間に職員に支給された特殊勤務手当は、新就業規則の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年七月十四日

千葉県企業局長 横山 尚典

### 千葉県企業局管理規程第十七号

#### 千葉県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局組織規程（昭和三十四年千葉県水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二水道部の部第一号中「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等及び土地造成・管理事業の設置等に関する条例」に、同条土地管理部の部第一号中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。

第三条第一項及び第五項中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。

#### 附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年七月十四日

千葉県企業局長 横山 尚典

### 千葉県企業局管理規程第十八号

#### 千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局造成土地等分譲・貸付委員会規程（昭和四十八年千葉県開発庁管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。

#### 附則

この管理規程は、公布の日から施行する。

千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和八年七月十四日

千葉県企業局長 横山 尚典

### 千葉県企業局管理規程第十九号

#### 千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程の一部を改正する管理規程

千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程（昭和五十三年千葉県水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「千葉県水道事業等及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」を「千葉県水道事業等及び土地造成・管理事業の設置等に関する条例」に改める。

#### 附則

|                                                                                                        |  |               |   |   |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------|---|---|--------|
| 令和8年7月14日（火曜日）                                                                                         |  | 報             | 県 | 千 | 号外第47号 |
| この管理規程は、公布の日から施行する。                                                                                    |  | 病 院 局 管 理 規 程 |   |   |        |
| 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。                                                               |  |               |   |   |        |
| 令和八年七月十四日                                                                                              |  |               |   |   |        |
| 千葉県病院局長 山崎 晋一朗                                                                                         |  |               |   |   |        |
| 千葉県病院局管理規程第十三号                                                                                         |  |               |   |   |        |
| 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程                                                                        |  |               |   |   |        |
| 千葉県病院局企業職員の給与に関する規程（平成十六年千葉県病院局管理規程第二十号）の一部を次のように改正する。                                                 |  |               |   |   |        |
| 別表第二十四第四号中「一、〇八〇円」を「一、四四〇円」に改める。                                                                       |  |               |   |   |        |
| 附 則                                                                                                    |  |               |   |   |        |
| （施行期日等）                                                                                                |  |               |   |   |        |
| 1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の千葉県病院局企業職員の給与に関する規程（以下「新給与規程」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。                         |  |               |   |   |        |
| （特殊勤務手当の内払）                                                                                            |  |               |   |   |        |
| 2 改正前の千葉県病院局企業職員の給与に関する規程の規定により、令和八年四月一日からこの管理規程の施行の日の前日までの間に職員に支給された特殊勤務手当は、新給与規程の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。 |  |               |   |   |        |
| 企 業 局 訓 令                                                                                              |  |               |   |   |        |
| 千葉県企業局造成土地等分譲・貸付基準の一部を改正する訓令を次のように定める。                                                                 |  |               |   |   |        |
| 令和八年七月十四日                                                                                              |  |               |   |   |        |
| 千葉県企業局長 横山 尚典                                                                                          |  |               |   |   |        |
| 千葉県企業局訓令第三号                                                                                            |  |               |   |   |        |
| 管 理 部                                                                                                  |  |               |   |   |        |
| 土地管理部                                                                                                  |  |               |   |   |        |
| 千葉県企業局造成土地等分譲・貸付基準の一部を改正する訓令                                                                           |  |               |   |   |        |
| 千葉県企業局造成土地等分譲・貸付基準（平成十五年千葉県企業庁訓令第五号）の一部を次のように改正する。                                                     |  |               |   |   |        |
| 第一条及び第三条第六号中「造成土地管理事業」を「土地造成・管理事業」に改める。                                                                |  |               |   |   |        |
| 附 則                                                                                                    |  |               |   |   |        |
| この訓令は、公示の日から施行する。                                                                                      |  |               |   |   |        |

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八